

消防団活動・安全管理マニュアル

～ 津波災害時 ～

〇〇市□□消防団

平成△△年〇月×日

津波災害時の〇〇市消防団活動・安全管理マニュアル

第1 主旨

このマニュアルは、津波災害時において、「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくために必要な事項を定め、あらかじめ以下の事項について整備し、消防団員に対する安全を確立させるものである。

第2 平常時の対策

家庭内における地震対策

家族の安全を確保し、消防団活動に安心して従事できるよう、平素より、家庭内における地震対策を徹底しておくこと。

- 1 避難経路を確認しておくこと。
- 2 非常食・飲料水等の備蓄（3日間程度）をしておくこと。
- 3 家族の所在がわかるよう、事前に話し合いを実施し、非常時の参集場所及び参集方法を確認しておくこと。

第3 津波ハザードマップ等の把握

津波災害時の消防団活動にとって被害想定を事前に把握しておくことが重要であることから、津波ハザードマップの被害状況や避難経路等を把握しておく他、以下の内容について把握しておくこと。

（津波浸水想定が未だに示されていない地域にあっては、津波浸水想定が示された後、早急に記入すること）

1 地域ごとの津波による被害想定

〇〇沖地震で予想される津波予想の高さ	
〇〇地区・××地区	M
△△地区・□□地区	M
××地区・〇△地区	M

2 地震発生から津波到達までの想定時間

〇〇沖地震で予想される津波到達時間	
〇〇地区・××地区	分
△△地区・□□地区	分

□□地区・○△地区	分
-----------	---

3 緊急避難場所

緊急避難場所	
○○地区	△△公民館・××公園
△△地区	□□消防署・○○避難タワー
□□地区	××分団詰所・△△広場

4 避難路

避難路	
○○地区	県道○号線・産業道路
△△地区	国道×号線・南銀座通り
□□地区	国道△号線・県道□号線

5 避難階段等

避難階段等	
○○地区	××神社前
△△地区	□□公園前
□□地区	△△広場前

6 その他必要事項

- (1) 海岸から緊急避難場所までの避難に要する予想時間
- (2) 要援護者等の重要施設箇所
- (3) 火災の拡大が特に危惧される場所等

※1 前提

津波災害時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全配慮が極めて重要である。このため、あらかじめ以下の事項について整備しておくとともに、津波到達までの予想時間が短い地域にあっては、「退避を優先する」ことについて徹底し、事前に住民に説明し理解を得ておく。

- ① 地域ごとの津波による被害想定（ハザードマップ等、津波高さ、浸水区域等）
- ② 地震発生から津波到達までの想定時間（津波地震や遠地地震についても留意）
- ③ 緊急避難場所、避難路、避難階段

第4 参集及び出動

- 1 津波警報発令時の参集場所は、高台の分団詰所又は消防署等とし、下記のとおりとする。

津波災害時の参集指定場所	
〇〇地区 〇〇分団	××分団詰所
△△地区	■ ■分団車庫
□□地区	〇〇消防署

- 2 出動は、複数人が参集した後、隊長の下、活動すること。
- 3 参集途上において、津波に巻き込まれないように、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集及び参集ルート（複数の参集ルートの準備）に注意すること。
- 4 参集途上においては、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集し、参集場所から団本部へ報告を実施すること。
- 5 海岸付近に勤務している者で、やむを得ず水門等へ直行せざるを得ない者については、携帯用無線機やトランシーバー、ラジオの携行及び救命胴衣を着用し、隊として活動すること。
なお、地震発生から津波到達までの時間が短い場合には、水門等の閉鎖活動は行わず、自らの退避と住民の避難誘導を優先すること。
- 6 以下の装備を必要数配備し出動する際は必ず着用し活動するものとする。
 - (1) 活動服
 - (2) 安全帽
 - (3) 救助用半長靴
 - (4) 耐切創性手袋
 - (5) 救命胴衣
 - (6) 携帯用無線機（班長の階級以上）、トランシーバー（団員の階級及び団員の直近上位の階級）
 - (7) その他 防寒着等必要な装備品
- 7 出動する際は、消防団本部、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意し、隊員の生命に危険がおよぶ場合には、現場に向かう途中であっても避難を優先し、消防団本部へ報告すること。

※2 参集

- ① 高台の消防団拠点施設など、津波災害時の参集場所（車両・資機材の整備も考慮）をあらかじめ定めておく。詰所等が津波の浸水想定区域内にある場合は、移転等を含めた検討を行うとともに津波災害時の参集場所について別途定めておく必要がある。
- ② 複数人が参集した後、隊長の下、活動する。
- ③ 参集途上において、津波に巻き込まれないように、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集及び参集ルートに注意する（無理な参集は行わず、参集できない場合はその旨消防団本部に連絡する。）。

第5 消防団の活動と安全管理

1 全般的事項

- (1) 団本部等は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間（または時刻）を判断し、団員に伝達する。

・関係機関連絡先

〇〇市消防本部	災害時連絡先	××××－（×××）－×××××
△△警察署	災害時連絡先	××××－（×××）－×××××
××市災害対策本部	災害時連絡先	××××－（×××）－×××××

- (2) 隊（2名以上）として活動すること。
- (3) 隊長は、災害現場の特徴を的確に把握し、自隊の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に毅然として隊員に指示すること。
（隊長は指揮幹部科を修了している者が望ましい）
- (4) 隊長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。
- (5) 隊長は、団指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、監視隊からの情報や周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させること。
- (7) 車両を離れる場合で、3名以上の隊の場合には、原則として1名を車両に残し、車載用無線機による消防団本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせること。また、車両は直ちに退避できるよう停車位置や向きに留意すること。車両を離れるものは、原則として無線等を携帯し、ラジオ等からの津波情報にも十分留意すること。
- 2 消防団として、津波災害時の初動対応として具体的に行うべき活動を精査のうえ、リストアップし、注意点を文書化するとともに、団員に周知しておく。

<例>

1 水門等の閉鎖

- (1) 水門等の閉鎖を担当する場合は、原則として1隊（2名以上）で1つの水門等を担当することとし、やむを得ず複数の水門等を担当せざるを得ない場合は、海岸線から高台等に向かって垂直に移動できるよう、退避ルートの設定等に留意すること。津波到達予想時刻によっては、活動を中止し、退避を優先すること。
- (2) 水門等の閉鎖を担当する場合は、水門等の管理者との間で情報伝達等について、別途確認しておくこと。水門等の管理者からの情報が早く確実な場合はそちらを優先すること。

第6 避難誘導、避難広報等

1 車両と共に活動する場合

- (1) 避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒すること。また、常に高台等への退避ルートを念頭に置いて活動すること。
- (2) 避難、誘導を事前計画に基づき複数ルートを選択しておき、家屋の倒壊等により道路が通行できない場合は、迂回するとともに、事前に設定していた別ルートを選定する。なお、別ルートも通行できない場合は、消防団本部等に報告し、協議する。

2 車両から離れて活動する場合

- (1) 原則として、1名は車両で待機し、消防団本部との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行うこと。
- (2) 車両はでき得る限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮すること。
- (3) 車両から離れて活動する場合は、隊（2名以上）として行動し、隊員全員が必ずトランシーバーを携行し、携帯用無線機を持つ隊長とトランシーバーにて連絡をとること。なお、原則として、車両の拡声器のサイレン音が聞こえる範囲で活動すること。

~~~~~ 注 意 ~~~~~

#### ① 海面監視

海面監視を消防団が行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。危険を感じた場合は、直ちに、より安全な場所に退避するとともに、その旨、団指揮本部に連絡をする。

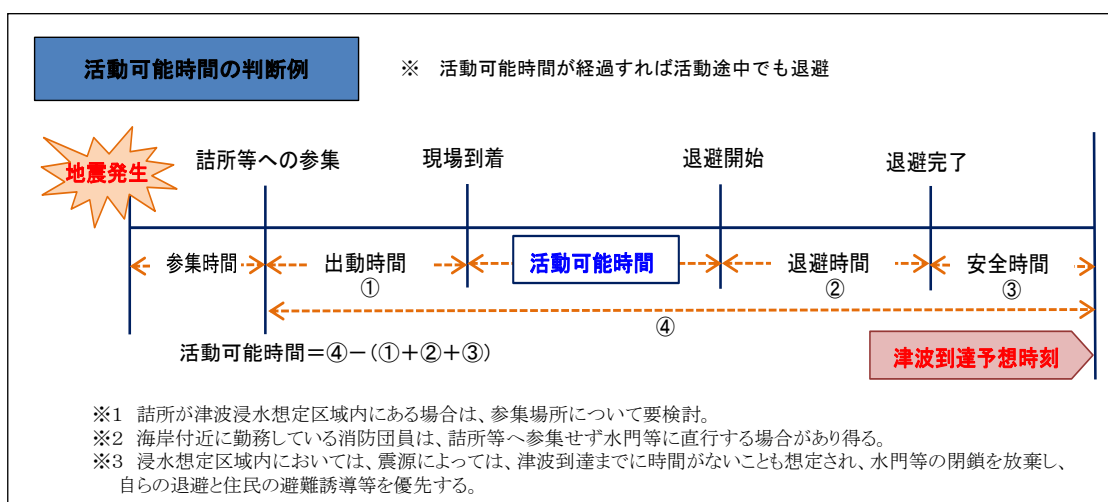
#### ② 災害時要援護者の避難

災害時要援護者の避難については、あらかじめ市町村の消防・防災部局及び福祉部局において、地域住民と一緒に避難の方法を定めておくことが重要であり、その内容を消防団員等にも周知しておくことが必要である。

## 第7 退避ルールと情報伝達手段

### 1 退避ルール

- (1) 津波浸水想定区域内にある消防団（分団等）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に対比が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。



- (3) 団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

### 2 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。

## 第8 災害情報収集・伝達訓練等

### 1 活動資機材

携帯無線機、トランシーバー、無線受令機、車載用無線機、双方向の通信伝達手段を確保するためのスマートフォン、タブレット等

### 2 活用種別

- (1) 消防本部、消防団本部から参集指示メールの送付
- (2) 参集途上における災害現場の被害情報を把握し、消防本部、消防団本部へ情報伝達
- (3) 災害対策本部、消防本部、消防団本部、消防団分団との情報伝達

- (4) 消防団分団、消防団車両（現場指揮者である部長等）との情報伝達
- (5) 消防団部長、班長以下との情報伝達
- (6) 消防本部、消防団、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等との情報伝達

### 3 活用方法

#### (1) 通信の原則

- ア 災害情報等は受信のみとする。
- イ 消防活動に係る重要情報を把握した場合は、緊急通信を行う。
- ウ 震災時の通信は統制により無線運用を行う。

#### (2) 通信の優先順位

- ア 通信相互間が競合する場合は、情報伝達、指示命令、状況報告の順とする。
- イ 消防本部通信と消防団通信が競合する場合は、消防本部通信を優先する。
- ウ 緊急事態発生的重要情報を把握した場合は、通信の優先順位に関わらず、通信することができる。

#### (3) 通信の方法

##### イ 避難誘導

##### (ア) ○○分団本部から○○部長

「活動命令 大津波警報発表 地域住民に避難広報を実施せよ 終わり。」

##### (イ) ○○部長から○○分団本部

「活動報告 ○○分団は只今から○○地区の避難誘導にあたる 終わり。」

##### (ウ) ○○団本部から○○部長

「退避命令 活動可能時間が経過 直ちに退避せよ 終わり。」

#### (4) 他機関との災害情報収集・伝達

大規模災害時は、消防、警察、自衛隊等の防災機関との間で情報を交換する防災相互通信用無線（150MHz と 400MHz）が準備されている。各防災機関で災害情報等を収集し、伝達することで災害活動を円滑に進める必要がある。

## 第9 補足注意事項

- 1 気象庁は地震発生から3分程度以内を目標に津波警報等を発表することとしている。東日本大震災を踏まえ、津波警報の見直しとして津波高さなどがその時点で正確に予測できない場合は、高さについて「巨大」「高い」と発表する予定であり、その場合は特に注意が必要である。
- 2 津波警報が発表されるタイミングに合わせて、各津波予報区内で最も早い津波到達予想時刻と、各津波観測点等における津波到達予想時刻が発表されることとなっており（ただし、テレビ、ラジオでは、津波予報区ごとのみの場合がある）、市町村災害対策本部又は消防本部は、それらの情報を確認の上、団指揮本部に伝達する。団指揮本部はそれらの情報を各隊長等に伝達する。
- 3 原則として、団員は詰所等（詰所等が浸水想定区域内にある場合には、あらかじめ津波に対し安全な参集場所を指定・整備しておく。この場合には、車両や資機材が使用できるよう配慮する。）に参集し、隊として行動する。

（第4 参集及び出動に記載）

- 4 団指揮本部は、津波到達予想時刻を踏まえ、「退避時間」に「安全時間」を見込んだ「活動可能時間（又は時刻）」を設定し、活動することを原則とすべきである（例 津波到達予想時刻が15時20分とされ、退避時間を5分間、安全時間を10分とすれば、活動可能時刻は15時5分までとなる。）。

（第7 退避ルールに記載）

なお、海岸近くに勤務し、水門等の閉鎖、海岸付近の住民の避難誘導活動等を優先せざるを得ない団員については、周囲の安全を確認の上、救命胴衣を着用し、通信機器、ラジオ等を携行の上、隊として活動する。消防団本部又は水門等管理者等の指示を仰ぐとともに、危険を察知した場合は直ちに退避する。

ただし、この場合においても、津波警報の内容及び地域の状況によっては、水門等の閉鎖は断念し、自らの退避と住民の避難誘導を優先するものとする。

（第4 参集及び出動に記載）

- 5 津波災害時においては、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが望ましい。そのことについては、事前に住民と話し合っ理解を求めておく必要がある。

（第1－※1 前提に記載）